新たな手数料納付方法を導入します 一食品営業許可申請手数料一

令和4年10月から以下の納付方法を新たに導入します。

1 庁舎窓口での納付(現金・キャッシュレス決済)

 キャッシュレス決済も可能に!
 UMB (CARD) クレジットカード

 申請窓口で直接納付
 電子マネー (図) スマホ決済

2 オンラインでの納付(クレジットカード決済)



【手数料納付の流れ】

- 申請フォームに、申請者の情報、営業許可申請した施設に 関する情報等を入力してください。
- 手数料を御確認のうえ、クレジットカード情報を入力してください。
- 申請内容を確認し、納付手続きを完了してください。
- ※申請番号は営業許可申請書に記入してください。
- ※営業許可申請に使用する食品衛生申請等システムとは 異なりますので、御注意下さい。

京都府生活衛生課